

お知らせ

行政・人権相談

行政相談は行政相談委員、人権相談は人権擁護委員が担当します。

五所川原地区(行政相談)

▽4月10日(木) 10:00~12:00
4月24日(木) 13:00~15:00
市役所2階市民相談室
問 市民課 内線2317

金木地区(行政・人権合同相談)

▽4月16日(水) 10:00~15:00
金木総合支所4階第3会議室
問 金木総合支所 内線3104

市浦地区(行政・人権合同相談)

▽4月8日(火) 10:00~15:00
青森あすなるホール市浦
問 市浦総合支所 内線4011

法務局人権相談

▽月曜~金曜日(祝日を除く)
8:30~17:15
五所川原支局1階人権相談室
問 青森地方法務局五所川原支局
TEL34-2330

制度紹介

五所川原市母子家庭等自立支援給付金事業

母子家庭および父子家庭の自立を支援するための制度です。

いづれも事前相談が必要です。

就くため必要であると認められる方
対象講座：雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座と同様。

申請手続：市から対象講座の指定を受け、受講終了後に支給申請。

就職に結びつく可能性の高い教育訓練を受講した際の受講費用等の20%(上限10万円)を支給。

問：家庭福祉課 内線2439

対象者：市内に住所を有し、次の要件すべてを満たす方

▽**高等技能訓練促進費等**
就職に有利となる資格取得のため、2年以上養成機関にて修業する際、一定額を支給。

・児童扶養手当を受給しているか、同様の所得水準にある方

訓練促進費月額：10万円(住民税課税世帯は月額7万5千円)

・雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していない方

入学支援修了一時金：養成機関修了後に5万円(住民税課税世帯は2万5千円)

・過去に教育訓練給付金を受給していない方

対象者：市内に住所を有し、次の要件すべてを満たす方

・教育訓練を受けることが適職に

問：家庭福祉課 内線2439

制度紹介

福祉タクシー事業

在宅の重度心身障害者に対して福祉タクシー利用券を交付しています。

対象者：市内に居住する在宅の重度心身障害者(身体障害者手帳1級の方および愛護手帳Aの方)。

*障害による自動車税の減免を受けている方は申請できません。

申請期間：4月1日~平成27年3月31日

持参するもの：身体障害者手帳・愛護手帳、印鑑

申請先：家庭福祉課、各総合支所
総合窓口係

問：家庭福祉課 内線2433

講習会

点訳奉仕員養成講習会

日時：6月13日~10月31日の毎週金曜日(開催日数17日)
13時~16時

会場：中央公民館第4会議室
内容：視覚障害者のための点字図書製作技術を学び製作する。

受講資格：高校卒業程度の学力を有し、パソコンを持ち、基本操作のできる方

定員：5名程度

問：JICA東北ボランティア担当
TEL022(223)4772

受講料：無料
申込締切：5月9日(金)
問：青森視覚障害者情報センター
TEL017(782)7799

募集

JICAボランティア

開発途上国の人々と共に生活し、相互理解を図りながら、技術や経験を生かして人々の自助努力を促進させる形で協力活動を展開していく海外でのボランティア員を募集します。

募集期間

4月1日(火)~5月12日(月)(消印有効)

応募資格

日本国籍を持つ次の方

▽青年海外協力隊/日系社会青年ボランティア

20歳~39歳

▽シニア海外ボランティア/日系社会シニアボランティア

40歳~69歳

(年齢はいずれも5月12日時点)

*詳細はホームページ(<http://www.jica.go.jp/volunteer/index.html>)をご覧ください。

問：JICA東北ボランティア担当

TEL022(223)4772